

## 社外役員の独立性に関する基準

当社は、会社法第二条 15 号・16 号、及び東京証券取引所が定める独立性の基準に加え、以下のいずれかに該当する者は、独立性を有しないものと判断する。

- (1) 当社（当社グループ会社を含む。以下、同じ。）から、直近事業年度におけるその者（又は会社）の年間連結売上高の 2 %以上の支払いを受けた者（又は会社）又はその業務執行者
- (2) 直近事業年度における当社の年間連結売上高の 2 %以上の支払いを当社に行っている者（又は会社）、直近事業年度末における当社の連結総資産の 2 %以上の額を当社に融資している者（又は会社）又はその業務執行者
- (3) 当社の 10%以上の議決権を保有する株主又はその業務執行者
- (4) 当社が 10%以上の議決権を保有する会社の業務執行者
- (5) 当社から役員報酬以外に、年間 1,000 万円を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等
- (6) 当社から、直近事業年度における法人、組合等の団体の総売上高の 2 %以上又は 1 億円のいずれか高い額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
- (7) 当社から年間 1,000 万円を超える寄付又は助成を受けている者・その者が団体である場合はその法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者である者
- (8) 当社の業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役又は支配人その他の使用人である者
- (9) 上記(1)－(8)に過去 2 年間において該当していた者
- (10) 上記(1)－(8)に該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族

附則 本基準の改廃は、取締役会の決議による。

制定 2021 年 11 月 12 日